

原発輸出に関する再質問及び追加質問

7月26日に提出した「ベトナム原発輸出および安全審査に関する質問」について、以下の点の回答を改めてお願ひしたい。

- 質問4の日本原電への随意契約の理由。
- 質問6の放射性廃棄物処理計画の内容。
- 質問7の核燃料の供給計画の内容。
- 質問8の住民移転数。

また、「ベトナム原発輸出および安全審査に関する質問」に対する経済産業省の回答について、下記の通り、追加質問させて頂きたい。

●平成21年度低炭素発電産業国際展開調査事業について

1. 本調査事業の積算根拠および収支報告を開示されたい。
2. 本調査事業の実施項目について、経済産業省の回答では、「エネルギー市場分析、電力系統分析、経済性評価、財務分析 等」となっているが、本調査事業の行政事業レビューシート（下記URL参照）によれば、サイト調査及び評価、プロジェクト計画立案等も含むこととなっている。調査項目に変更が生じているのであれば、その理由を伺いたい。また、調査項目が削減されている場合、事業額が当初予算から減額されていない理由を伺いたい。
http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/review_sheet/0218.pdf
3. 本調査事業報告書の開示を再度求めたい。前回の質問において、本調査事業報告書の情報公開について、「ベトナムとの信頼関係を損なうことのないように対応することが必要」との回答だったが、ベトナム政府側に開示の可否について確認を行った事実はあるか。

●平成23年度インフラ・システム輸出促進調査事業の一部について

4. 本調査事業（ニントゥアン第二原発関連部分）は復興予算から流用されているが、被災地の復興にどのように寄与するのか、伺いたい。
5. 本調査事業（ニントゥアン第二原発関連部分）の実施項目について、経済産業省の回答では、「敷地周辺調査（陸域、海域）、敷地内地質調査 等」となっているが、上記平成21年度低炭素発電産業国際展開調査事業の行政事業レビューシートによれば、これらの調査項目は、平成21年度調査事業に含まれることになっている。両調査事業の違いについて、伺いたい。
6. 本調査事業報告書の開示を再度求めたい。前回の質問において、本調査事業報告書の情報公開について、「ベトナムとの信頼関係を損なうことのないように対応することが必要」との回答だったが、ベトナム政府側に開示の可否について確認を行った事実はあるか。

●平成25年度原子力海外建設人材育成委託事業について

7. 7月19日、本事業の委託先として日本原子力発電株式会社が決定した。同社は原子力規制委員会より敦賀2号機原子炉直下に活断層の存在が指摘されているにも関わらず、その存在を認めていない。トルコの原子力発電所計画において地震動評価等を実施する本事業を的確に遂行する組織、人員を有しているかどうか疑わしい。また、経営基盤がぜい弱な状況にある。委託先決定に際して、経済産業省はこれらの点をどのように評価しているか。同社が本事業の委託先として適切だとする根拠を教えて頂きたい。
8. 完成時に本調査事業報告書の開示を求めたい。

●公的信用付与の条件となる原子力関連の安全確認制度について

9. 経済産業省は、平成15年2月7日付で「原子力資機材の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認について（事務手続き）」という文書を作成しているが、この事務手続きの最新版を送付頂きたい。
10. 上記、事務手続きによれば、相手国の体制・国際取り決め等の遵守状況・輸出する機器の品質等は確認対象となっているが、シビアアクシデント対策等を含む発電所及び周辺施設の安全性や事故時の住民避難計画は確認の対象となっていない。これら点について確認は行なっていなかったと理解してよいか。
11. 2013年8月3日の毎日新聞記事「原発輸出：相手国が安全確認なし 規制委「推進業務」拒否」において、「今後の対応において、経産省は自ら安全確認する方向で検討を進めている」と記載されているが、これは事実か。国内原発の安全審査と同様で、輸出の安全審査においても推進と規制の分離を行う必要があると考えるがいかがか。
12. 原子力規制庁においては、規制基準の適合性審査を100人体制で行っており、経済産業省からも人員が移動されている（事故収束は40人体制）。すでに経済産業省は、原発に係る人員が相当数規制庁にいっていると考えられる。一方、多くの国民が、原発事故の収束にすべての資源を集中させるべきであると望んでいる。このような状況の中で、原発輸出のための審査体制を構築することには明らかに無理があり、国民の理解も得られないと考えられるが、いかがか。

以上